

産業廃棄物安定型最終処分場
第三期整備事業（最終処分場の拡張）

環境影響評価準備書
【縦覧版】

令和7年11月

株式会社 IWD栃木

本書に掲載した地図は国土地理院発行20万分1地勢図、2万5千分1地形図を加工して作成したものである。

はじめに

本書、「環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）」は環境アセスメントを実施した結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書です。

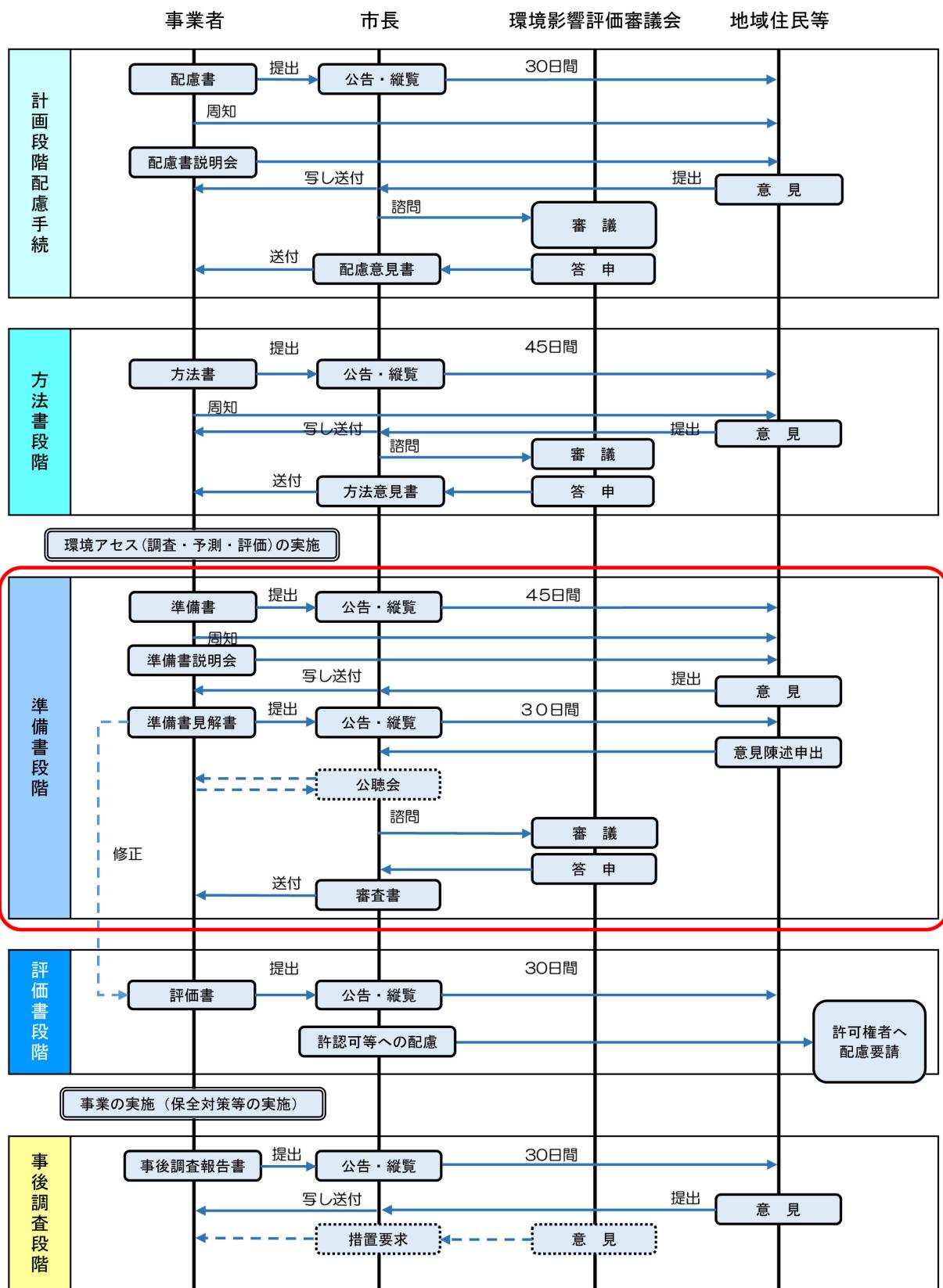
本書は、那須塩原市環境影響評価条例（令和2年 条例第47号）に基づく手続きであり、その環境影響評価※の流れは次ページに示すとおり5段階に大別されています。

配慮書	事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適切な配慮すべき項目の検討結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書
方法書	配慮書をもとに、対象事業に係る環境アセスメントの項目及び環境要素ごとの調査・予測・評価の手法等についてまとめ、住民等から意見を聴くための図書
今回の手続き	準備書 環境アセスメントを実施した結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書
評価書	準備書の段階で寄せられた意見を踏まえ、必要に応じてその内容を修正し環境アセスメントを確定させる図書
事後調査報告書	工事中及び事業等の運用中に実施した事後調査やその結果に応じて、講じた環境保全対策、効果が不確実な環境保全対策の状況等についてまとめた図書で、住民等から意見を聴くとともに、必要に応じて再調査を行うためのもの

* : 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが計画段階の配慮、調査・予測・評価、事後調査を行い、環境の保全に必要な措置を検討するとともに、その結果を公表して市民や専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

那須塩原市環境影響評価条例に基づく手続きの流れ



目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....	1
第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容.....	3
2.1 事業の名称	3
2.2 種類及び規模	3
2.3 対象事業実施予定地の位置.....	3
2.4 対象事業の目的及び内容.....	8
2.4.1 事業の目的.....	8
2.4.2 事業の内容.....	9
2.5 対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為の種類及び根拠となる法令、条例等.....	10
2.6 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用.....	10
2.7 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要.....	12
2.7.1 事業の実施期間.....	12
2.7.2 工法等の工事計画の概要.....	14
第 3 章 対象事業実施予定地及びその周囲の概況.....	17
3.1 自然的状況	17
3.1.1 大気環境の状況.....	17
3.1.2 水環境の状況.....	35
3.1.3 地形及び地質の状況.....	44
3.1.4 地盤及び土壤の状況.....	48
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	52
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	78
3.2 社会的状況	83
3.2.1 行政区画	83
3.2.2 人口及び産業の状況.....	85
3.2.3 集落の状況.....	88
3.2.4 土地利用の状況.....	89
3.2.5 交通の状況.....	93
3.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況.....	95
3.2.7 水域とその利用.....	98
3.2.8 上下水道等の整備の状況.....	100
3.2.9 各種開発計画等の策定状況.....	101

3.2.10 法令等による規制若しくは目標又は法令等により指定された地域その他の対象	102
3.2.11 関係法令等による規制状況のまとめ.....	132
 第 4 章 第11条第1項の意見の概要.....	133
 第 5 章 配慮書意見書に記載された市長の意見.....	135
 第 6 章 前2号の意見についての事業者の見解.....	137
 第 7 章 環境の保全の見地から配慮した内容.....	139
7.1 環境保全のための措置の基本的な考え方.....	139
7.1.1 工事の実施における環境保全措置.....	139
7.1.2 施設の存在・供用における環境保全措置.....	139
7.2 環境保全措置の検討結果の整理.....	140
 第 8 章 第17条第1項の意見の概要.....	147
 第 9 章 方法書意見書に記載された市長の意見.....	149
 第 10 章 前2号の意見についての事業者の見解.....	151
 第 11 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	153
11.1 環境影響評価の項目の選定.....	153
11.2 環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法.....	158
11.2.1 大気質	158
11.2.2 地下水	161
11.2.3 騒音	163
11.2.4 振動	167
11.2.5 植物	171
11.2.6 動物	173
11.2.7 生態系	177
11.2.8 温室効果ガス.....	178
11.3 専門家からの意見の概要.....	180
 第 12 章 環境影響評価の結果.....	183
12.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果.....	183
12.1.1 大気質	183
12.1.2 地下水	221
12.1.3 騒音	231
12.1.4 振動	253
12.1.5 植物	274
12.1.6 動物	288

12.1.7 生態系	342
12.1.8 温室効果ガス.....	357
12.2 環境の保全のための措置.....	362
12.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方.....	362
12.2.2 環境保全措置の検討結果の整理.....	363
12.3 環境影響の総合的な評価.....	370
 第 13 章 事後調査に関する事項.....	385
13.1 事後調査の計画その他環境の状況を把握するための措置の内容.....	385
13.1.1 事後調査の検討.....	385
13.1.2 検討結果の整理.....	386
13.2 事後調査の結果により環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合の対応方針	389
13.3 事後調査結果の報告の時期.....	389
 第 14 章 環境影響評価を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	391

【資料編】

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称： 株式会社 IWD栃木

代表者の氏名： 代表取締役 杉山 孝

主たる事務所の所在地： 栃木県那須塩原市細竹3番1

(白紙のページ)

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称

産業廃棄物安定型最終処分場 第三期整備事業（最終処分場の拡張）

2.2 種類及び規模

本事業は、既設処分場と同様に産業廃棄物安定型最終処分場の設置（拡張）であり、処理する産業廃棄物は表 2.2-1に示す安定型5品目である。また、施設の規模等を表 2.2-2に示す。

表 2.2-1 処理対象とする廃棄物の種類

- ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
- ・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

※産業廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※石綿含有産業廃棄物を含む旨の表示は平成18年10月1日以降の許可から適用。

表 2.2-2 施設面積等

		施設面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	残容量 (m ³)
既存区域	第一期	90,510.59	60,097	876,874	450,416.8
	第二期	42,028.75	34,237	560,073	
拡張区域	第三期	24,000	16,000	284,597.67	—
合 計		156,539.34	110,334	1,721,544.67	—

注：残容量は令和7年8月29日時点

2.3 対象事業実施予定地の位置

対象事業実施予定地は、那須塩原市と那須町の境界付近に位置する標高約470mの地域である。周辺には県道30号矢板那須線や那珂川、戸田水辺公園があり、対象事業実施予定地は牧草地である。既存区域は図 2.3-2に示すとおり、対象事業実施予定地の南西側の区域である。

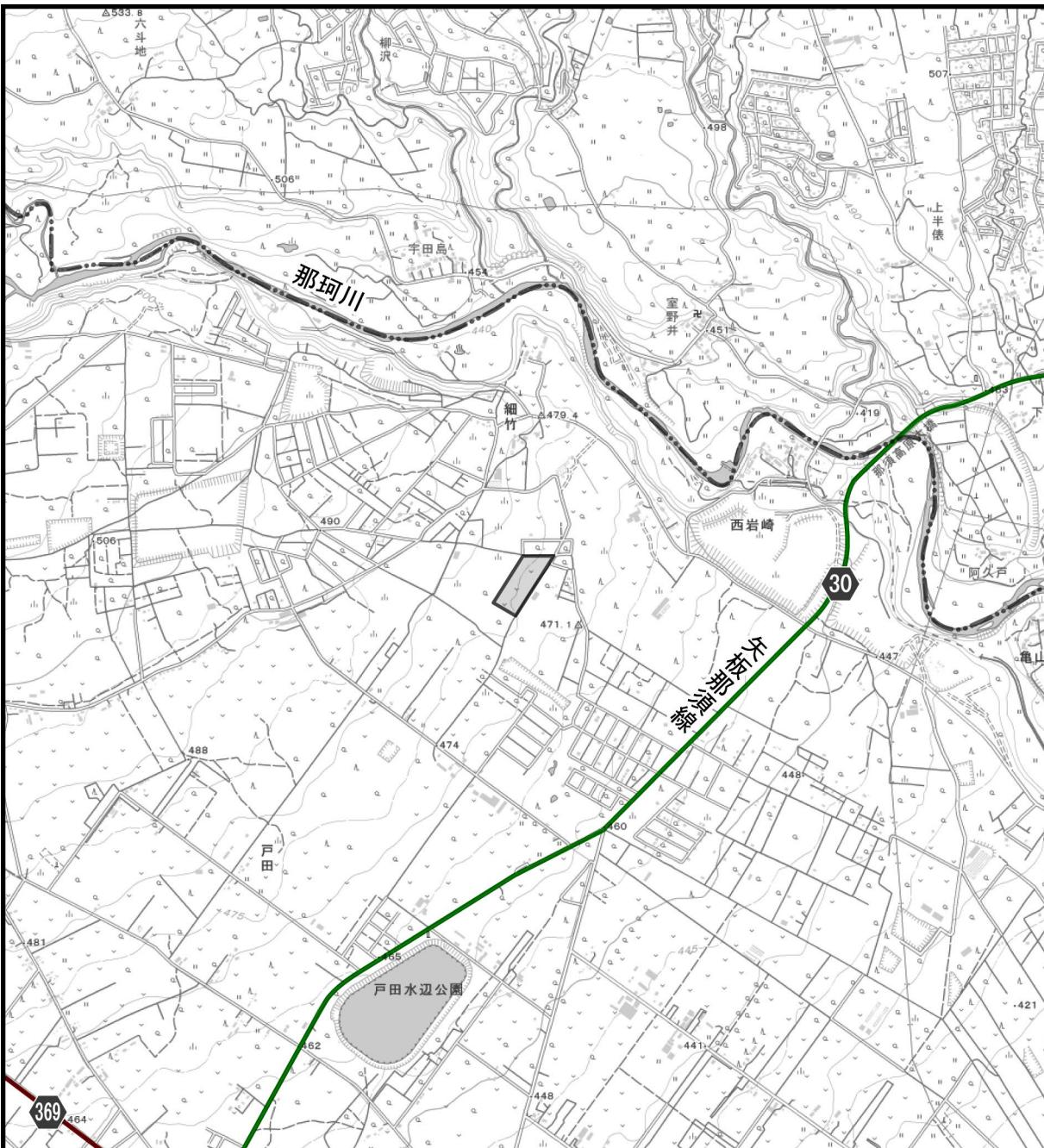
対象事業実施予定地の位置：栃木県那須塩原市細竹字箭坪道（図 2.3-1参照）

対象事業実施予定地の現況：牧草地（図 2.3-2参照）

対象事業実施予定地の面積：24,000 m²（公簿地積）



図 2.3-1(1) 対象事業実施予定地の位置（広域）



凡例

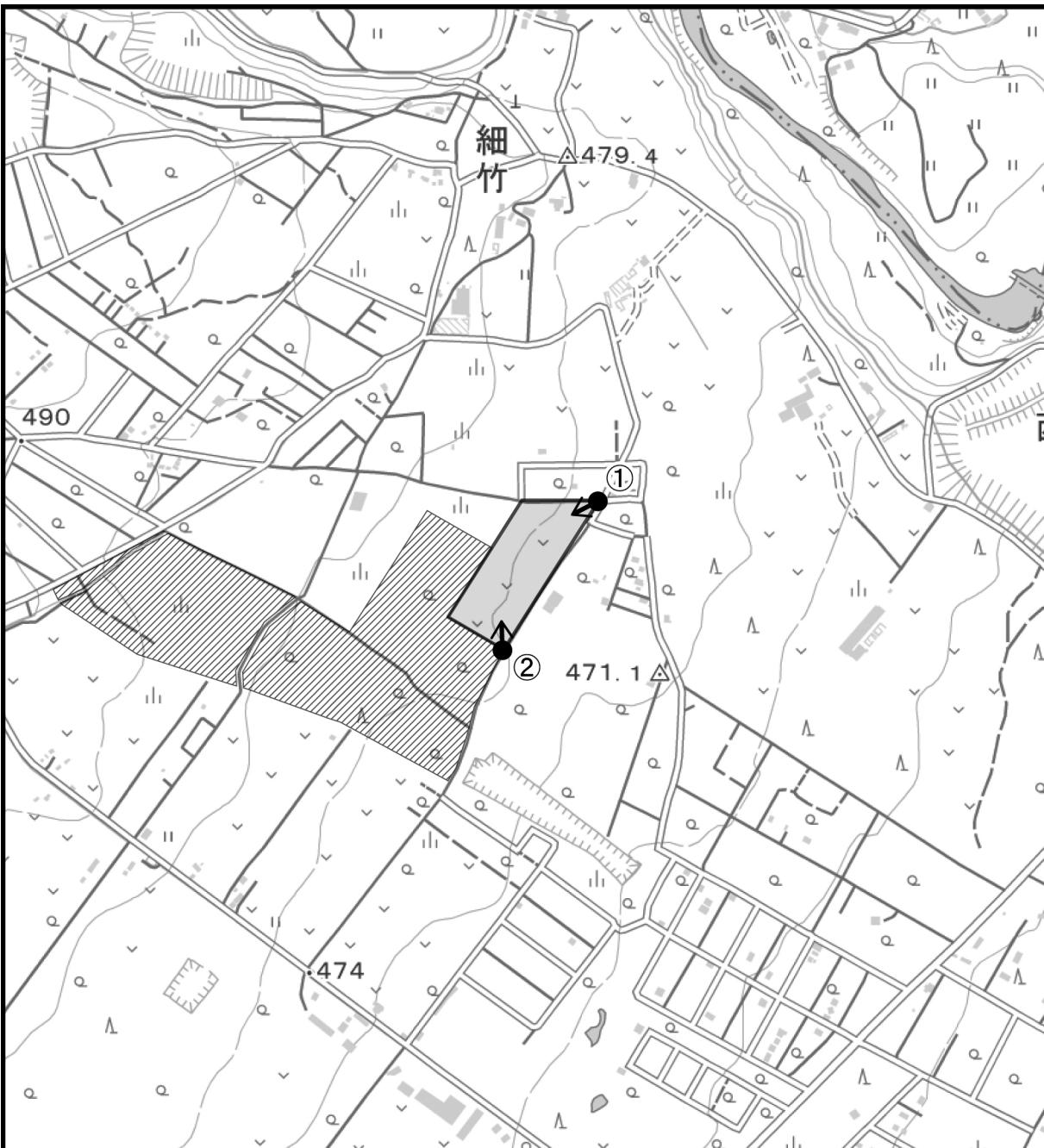
○：対象事業実施予定地



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

図 2.3-1(2) 対象事業実施予定地の位置（詳細）



凡例

- : 対象事業実施予定地
- ▨ : 既存処分場
- : 写真撮影位置及び方向



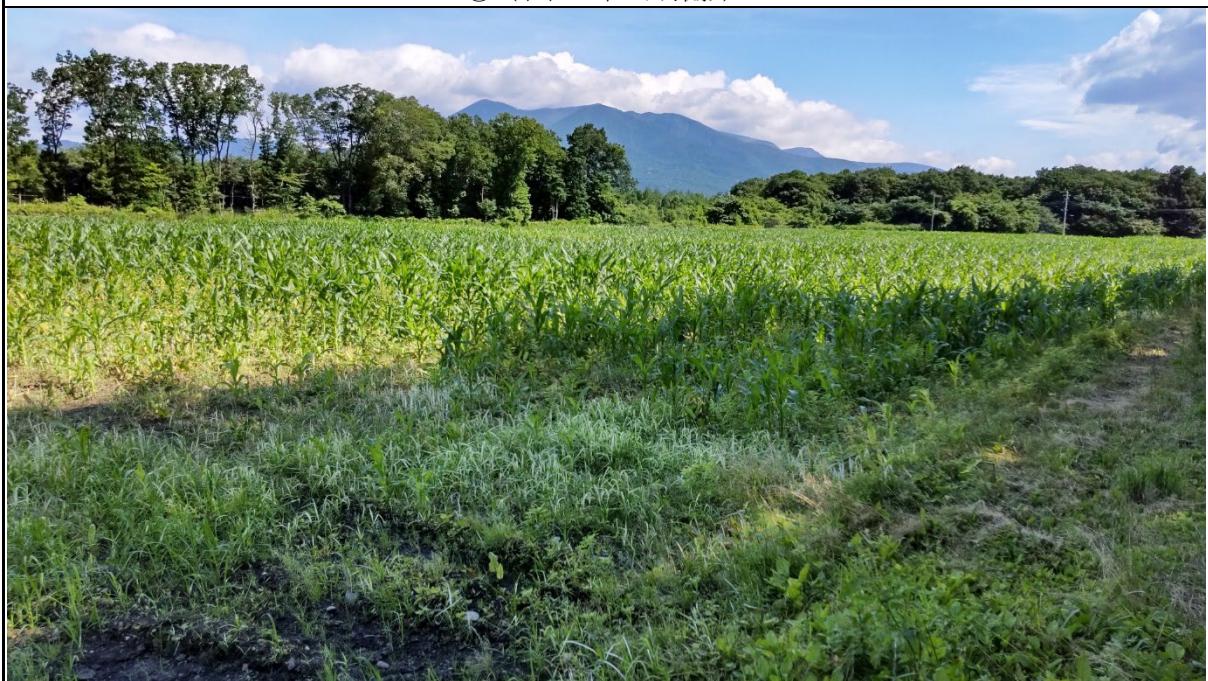
Scale 1:10,000

0 100 200 500 m

図 2.3-2(1) 対象事業実施予定地の現況



① (令和4年6月撮影)



② (令和4年6月撮影)

注：写真番号は図 2.3-2(1)の番号と対応する。

図 2.3-2(2) 対象事業実施予定地の現況

2.4 対象事業の目的及び内容

2.4.1 事業の目的

国は、廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る目的として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）を定めており、また、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号）をはじめ、各種リサイクル法の整備を行ってきた。

また、栃木県では、表 2.4-1に示す背景とともに「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」を改正している（平成27年3月17日）。

株式会社 I WDは1987年の設立以来、産業廃棄物の収集・処理技術の実績を積み重ね「建設廃棄物処理のトータルマネジメントシステム」という独自のシステムを確立し、建築物の解体から産業廃棄物の最終処分・再生利用までの一連の流れを当グループですべて担っている。

建築物の新築工事、リフォーム工事及び解体工事から排出される廃棄物は、選別や破碎などの様々な中間処理により再資源化を目的として処理されている。しかしながら、再資源化が困難な廃棄物も少なからず排出されているのが実情である。それらを適正処理するためには、技術の進歩がある中でも埋立処分の選択肢は必要といえる。

株式会社 I WDグループでは、長年にわたる最終処分場の適切な運営経験がある。循環型社会の形成や環境負荷低減社会への貢献を責務とし、廃棄物を適正処理する施設の維持が求められる中、今回の最終処分場の拡張は社会にとって必要不可欠である。そのためにも、既設処分場が稼働中である現段階で計画および整備することは周辺の環境の負荷を抑えた形態で適切な埋立量が望めることができ、将来に向けた環境社会への安心を確保できるものと考える。

表 2.4-1 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱の一部改正の背景

- (1) 最終処分場の一極集中による周辺環境への悪影響を回避するため、平成8年4月に最終処分場の設置等に係る立地規制（以下「1km規制」という。）を導入し、稼働中の最終処分場等の敷地の周囲1km以内における最終処分場の新規設置及び拡張を規制
- (2) 産業廃棄物の安定型最終処分場については、平成8年4月以降の指導要綱が適用された案件の整備が停滞し、残余容量がひっ迫
- (3) 産業廃棄物の安定型最終処分場の残余容量の確保は喫緊の課題であり、1km規制の見直しあは急務

2.4.2 事業の内容

本事業は産業廃棄物最終処分場（安定型）において既存区域を拡張するものである。施設の概要を表 2.4-2に示す。

表 2.4-2 施設の概要

施設名称	産業廃棄物安定型最終処分場
埋立対象物	安定型5品目 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
貯留構造	掘り込み式
施設面積	既存施設：132,539.34 m ² 拡張施設：24,000 m ²
埋立面積	既存施設：94,334 m ² 拡張施設：16,000 m ²
埋立容量	既存施設：1,436,947.00 m ³ 拡張施設：284,597.67 m ³

2.5 対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為の種類及び根拠となる法令、条例等

対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為の種類及び根拠となる法令、条例等関係する法令、条例等は、表 2.5-1、表 2.5-2に示すとおりである。

表 2.5-1 関係する許認可、免許等

- 「産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議」
- 「産業廃棄物処理施設変更許可」
- 「産業廃棄物処理業変更届出」
- 「開発許可に係る事前協議」
- 「開発行為許可申請」
- 「農地転用許可」
- 「景観計画区域内行為届出」
- 「一定の規模以上の土地の形質の変更届」
- 「砂利の採取計画の認可申請」

表 2.5-2 関係する法令、条例等

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号)
- 「国土利用計画法」(昭和49年 法律第92号)
- 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)
- 「環境基本法」(平成5年 法律第91号)
- 「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)
- 「土壤汚染対策法」(平成14年 法律第53号)
- 「景観法」(平成16年 法律第110号)
- 「農地法」(昭和27年 法律第229号)
- 「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年 法律第58号)
- 「砂利採取法」(昭和43年 法律第74号)
- 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(平成16年10月14日 栃木県条例第40号)
- 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」(平成10年6月17日)
- 「那須塩原市環境影響評価条例」(令和2年9月30日 条例第47号)
- 「那須塩原市土地開発指導要綱」(平成26年2月5日 告示第18号)
- 「那須塩原市景観条例」(平成21年12月22日 那須塩原市条例第29号)

2.6 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用

本事業は産業廃棄物最終処分場（安定型）において既存区域を拡張するものである。土地利用計画を表 2.6-1、図 2.6-1に示す。

表 2.6-1 土地利用計画

区分	面積 (m ²)	比率 (%)
処分場	16,000	66.67
雨水浸透槽	936	3.90
造成森林	7,064	29.43
計	24,000	100.00



図 2.6-1 土地利用計画図

2.7 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要

2.7.1 事業の実施期間

事業の実施期間等は表 2.7-1に示すとおりである。

表 2.7-1 事業の実施期間等

埋立期間	供用開始後約20年間（予定）
稼働日数	300日/年（25日/月）
作業時間	埋立時間：8時間（8:00～17:00 但し 12:00～13:00 除く） 搬出入時間：8時間（8:00～17:00 但し 12:00～13:00 除く）

(1) 埋立計画

既設処分場と同様、自社所有の埋立作業用機械を用いて廃棄物の埋めたてを行う。埋立方式も既存区域と同様のサンドイッチ方式を採用し、廃棄物層3mに対して中間覆土0.5m、最終覆土1mとする。

また、埋立は十分な期間をかけて、十分に転圧し、埋立後の廃棄物は掘り返しをしない。

なお、埋立作業時間に稼働する作業用機器は、既存区域で使用している機械を使用することとし、その種類等は表 2.7-2に示すとおりである。

表 2.7-2 使用する作業用機械

機械	定格出力 (kW)	台数
振動ローラ CS78B	129.5	1
油圧ショベル 320GC	114	1
コンパクタ 836G	359	1
10tダンプトラック	220～380*	1
ホイルローダ 950H	146	1

*：定格出力が様々な複数台から1台を使用する。

注) ホイルローダは展開検査場にて稼働する。

(2) 搬入計画

廃棄物運搬車両の搬入台数は、表 2.7-3に示すとおりである。廃棄物運搬車両の主要搬入道路は、図 2.7-1に示すとおり東北自動車道の西那須野塙原ICから国道400号、黒磯板室ICから大田原高林線、那須ICから那須高原線をそれぞれ経由し、矢板那須線を経て、市道戸田縦3号線から対象事業実施予定地に入る。

表 2.7-3 搬入計画

廃棄物運搬車両台数	日平均	7台/日
	日最大	12台/日
	月最大	194台/日
搬出入時間		8～17時（搬入時間は8～16時）



図 2.7-1 主要搬入ルート

2.7.2 工法等の工事計画の概要

工事の期間は工事着工後約3年間を予定している。その工事の概要は以下に示すとおりである。

(1) 造成計画

造成は、平地を掘り込み式で行い、造成する法面は安定計算を行う。掘削した土は敷地外の仮置場に運び（運搬ルートは図 2.7-3に示すとおり。）、粒度調整を行った後、碎石として販売する。

掘削は、図 2.7-2に示すとおり、隣接する既設処分場の法面側から行い、拡張区域の造成を行う。この造成方法を採用することによる環境負荷に関する効果は表 2.7-4に示すとおりである。

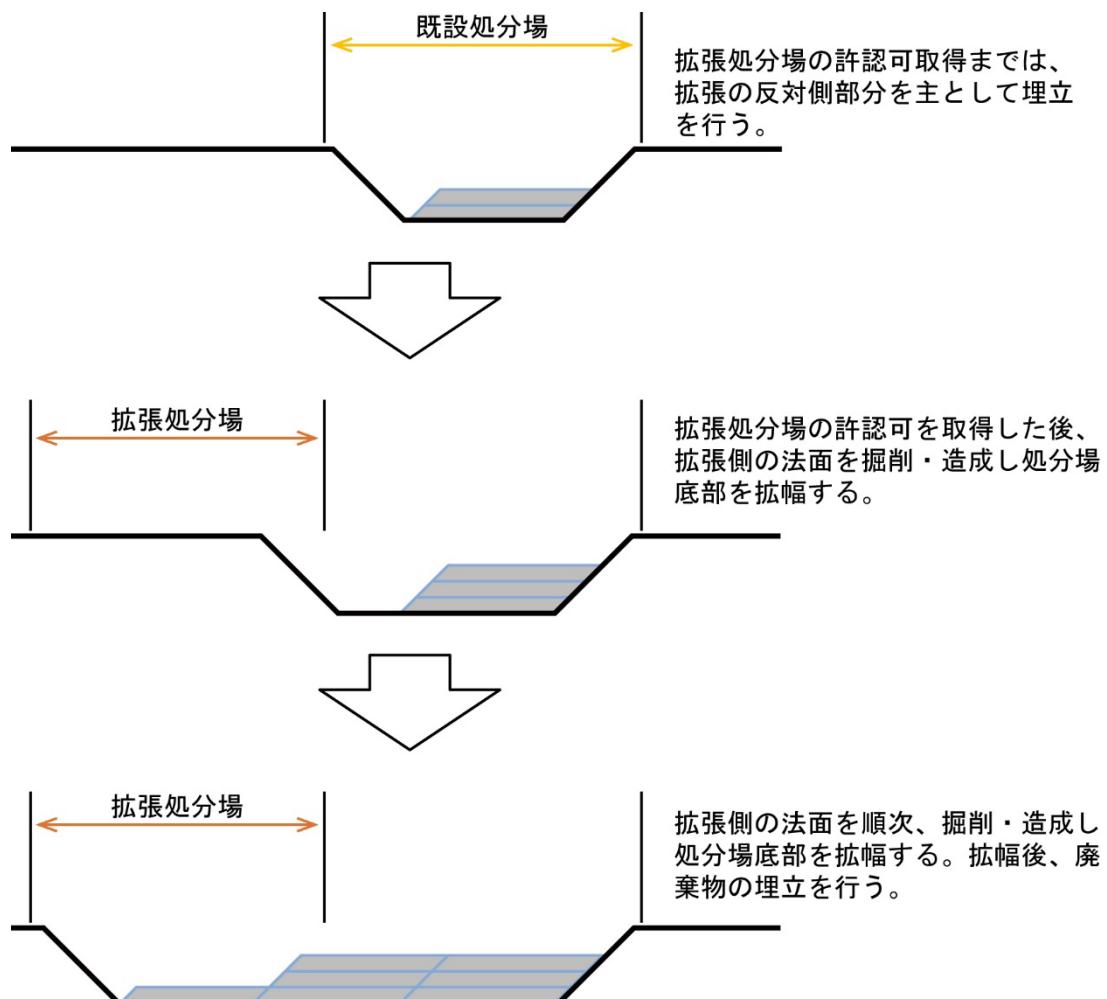
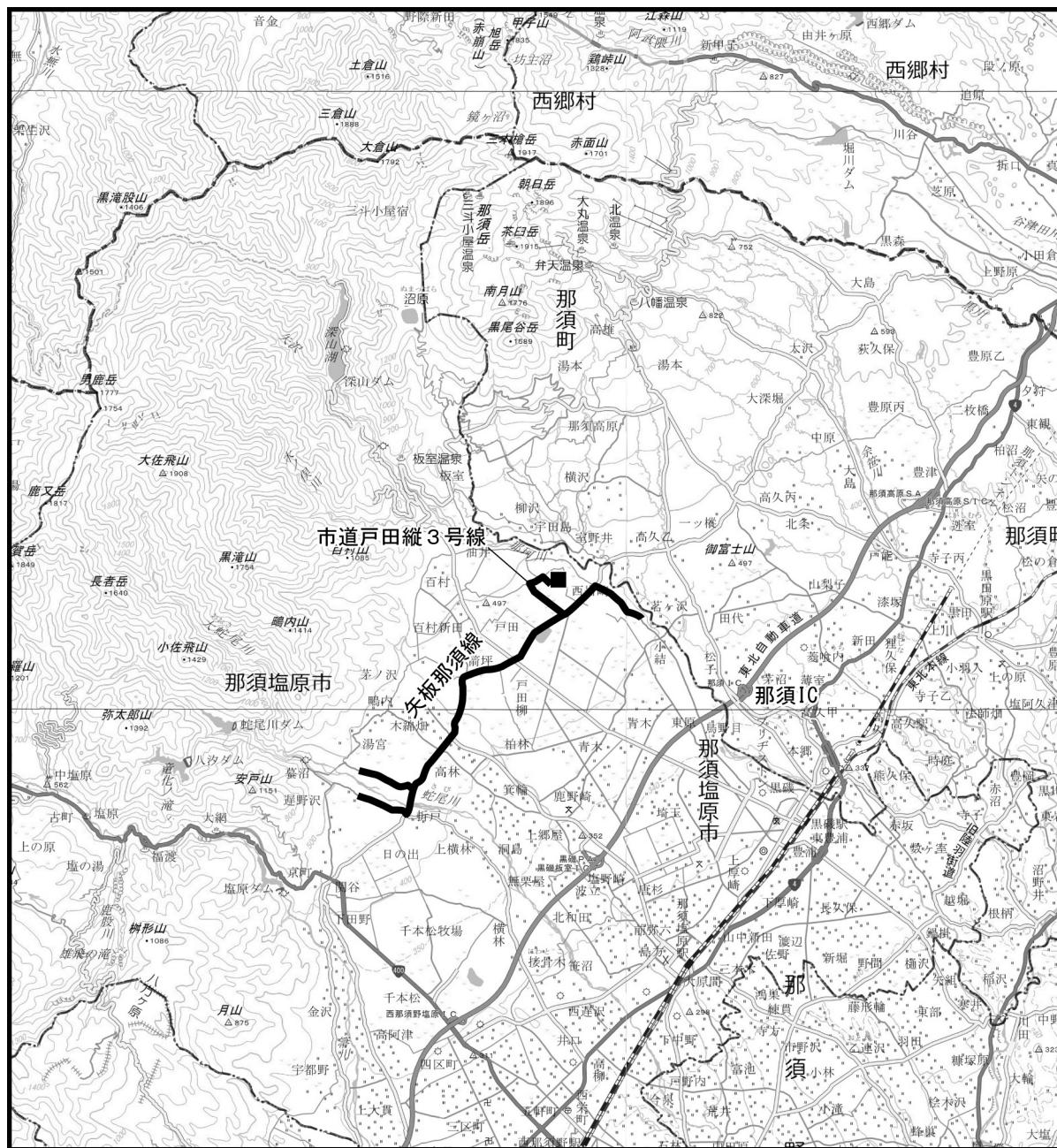


図 2.7-2 拡張模式図

表 2.7-4 環境負荷に関する効果

項目 計画種別	今回計画 (拡張計画)	代替計画 (別途新設した場合)
施設面積 (m ²)	24,000	36,000
埋立容量 (m ³)	284,598	284,598
既設法面利用での 埋立容量確保量 (m ³)	30,800	0
工事期間指數	1.0	1.5
工事に関する環境負荷率	1.0	1.5
環境負荷に関する効果	代替計画に対して、施設面積は少な く抑えられ、かつ既設法面部の造成 で埋立容量に置き換えられ、環境効 率的にも良い。施設面積を抑えるこ とで、工事期間の短縮、重機の稼働率 も比例して抑えることができるた め、総じて環境負荷は新設の代替地 に比べ良いと考える。	拡張計画に対して、施設面積は大き くなる。施設面積が大きくなること で、工事期間は通常、重機の稼働率も 通常となる。総じて環境負荷は拡張 計画地に比べ悪いと考える。 また、代替地が林地である場合、樹木 の面的伐採が必要となり、環境影響 上、好ましいとは言えない。



凡例

- : 対象事業実施予定地
- : 主要な走行ルート



Scale 1:200,000

0 2.5 5 10 km

図 2.7-3 掘削土搬出ルート

第3章 対象事業実施予定地及びその周囲の概況

対象事業実施予定地及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、計画段階配慮事項並びに調査・予測・評価の手法を検討するにあたり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料（以下、既存文献等と称す）により把握した。なお、情報の収集期間は原則として令和7年5月までとした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

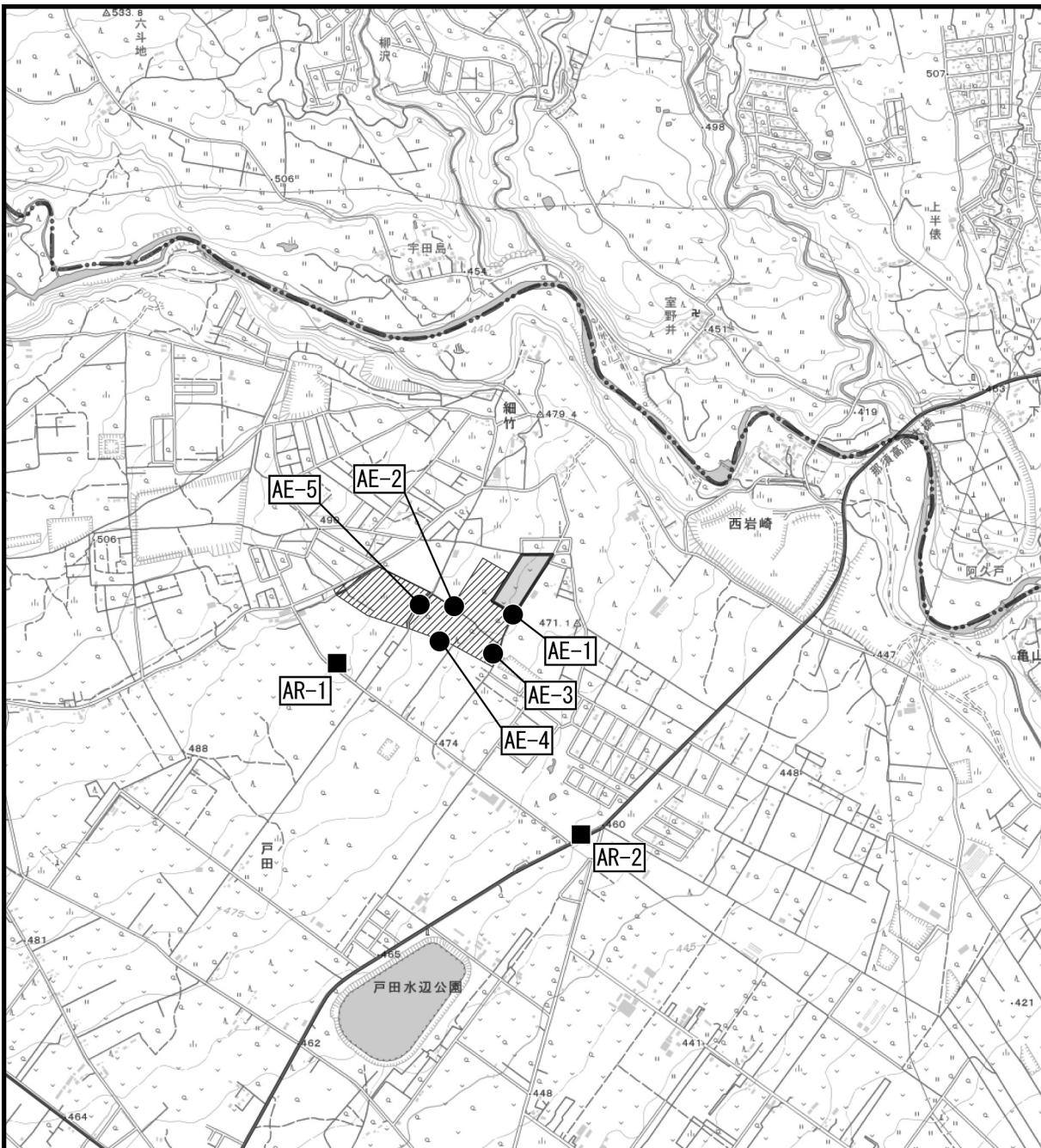
(1) 大気質の状況

那須塩原市には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の黒磯保健センター局（測定項目：二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）が設置されている。測定局の位置は図 3.1.1-1に示すとおりである。

また、「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都IWD）（以降、「IWD既往調査」と称す。）では、図 3.1.1-2に示す地点において二酸化窒素、浮遊粒子状物質、降下ばいじんの調査が行われた。



図 3.1.1-1 大気質測定局位置



凡例

- : 対象事業実施予定地
- ▨ : 既存処分場
- : 降下ばいじん調査地点
- : 二酸化窒素・浮遊粒子状物質調査地点



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

出典：「最終処分場(安定型)拡張に伴う生活環境影響調査報告書」
(平成27年9月 株式会社東都 IWD)

図 3.1.1-2 大気質調査地点

① 二酸化硫黄

黒磯保健センター局の令和5年度における二酸化硫黄の測定結果は表 3.1.1-1に示すとおりであり、環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-3に示すとおりである。

表 3.1.1-1 二酸化硫黄の状況（令和5年度）

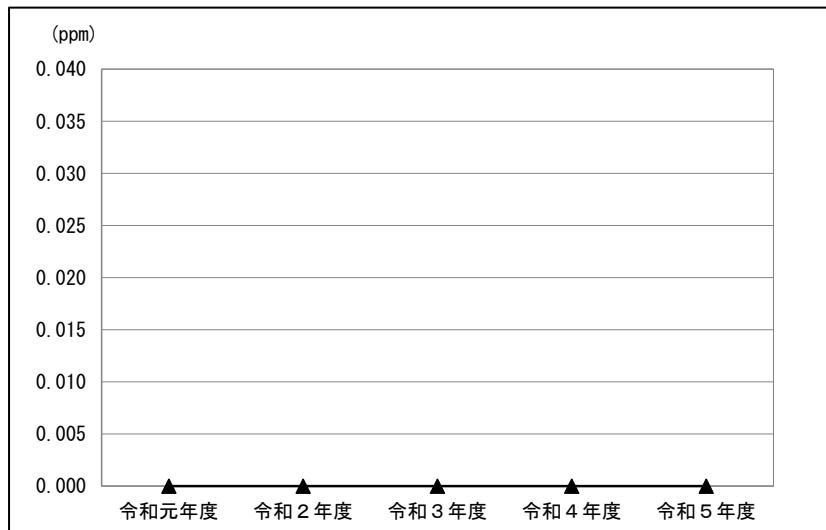
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数
日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
362	8642	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0

環境基準 長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-3 二酸化硫黄濃度（年平均値）の変化

② 二酸化窒素

ア. 黒磯保健センター局

黒磯保健センター局の令和5年度における二酸化窒素の測定結果は、表 3.1.1-2に示すとおりであり環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-4に示すとおりである。

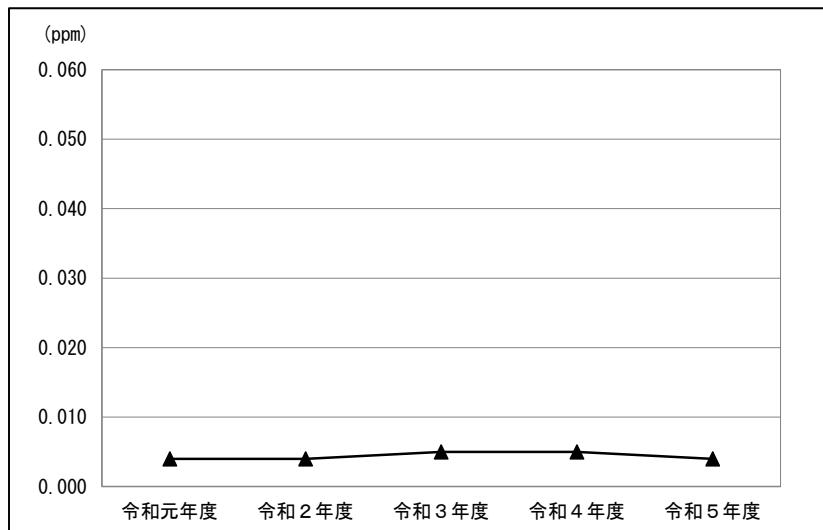
表 3.1.1-2 二酸化窒素の状況（令和5年度）

有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppm以上を超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				時間	%	時間	%	日	%	日	%		
363	8698	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0

環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-4 二酸化窒素濃度（年平均値）の変化

イ. I WD既往調査

I WD既往調査による二酸化窒素の調査結果は表 3.1.1-3に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-3 二酸化窒素の状況（I WD既往調査：H26.12）

単位：ppm

調査地点	平均	最大	最小
AR-1	0.006	0.016	0.003
AR-2	0.008	0.024	0.005

環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都I WD）

③ 光化学オキシダント

黒磯保健センター局の令和5年度における光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1.1-4に示すとおりであり、環境基準に適合していない。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-5に示すとおりである。

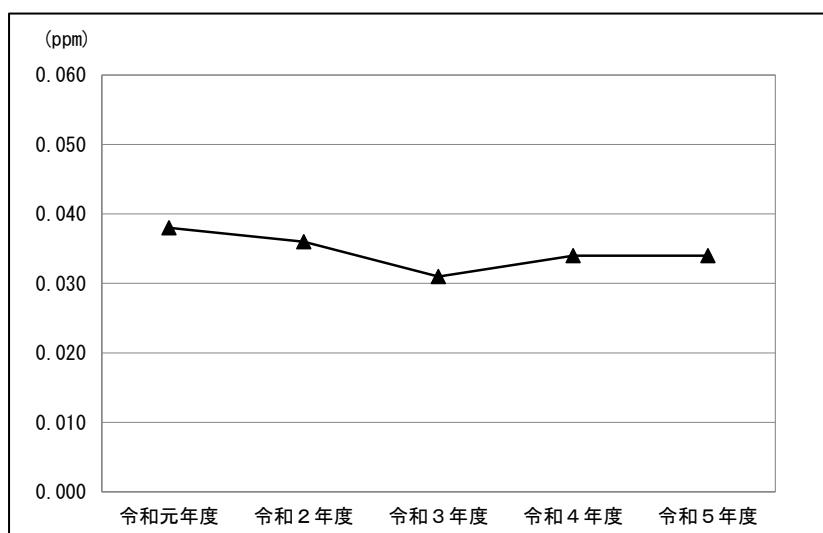
表 3.1.1-4 光化学オキシダントの状況（令和5年度）

昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の日最高 1時間値の 年平均値
				日	時間		
日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm
366	5459	0.038	61	16.7	0	0.0	0.102
							0.049

環境基準：昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-5 光化学オキシダント濃度（年平均値）の変化

④ 炭化水素

ア. 非メタン炭化水素

黒磯保健センター局の令和5年度における非メタン炭化水素の測定結果は、表 3.1.1-5に示すとおりである。

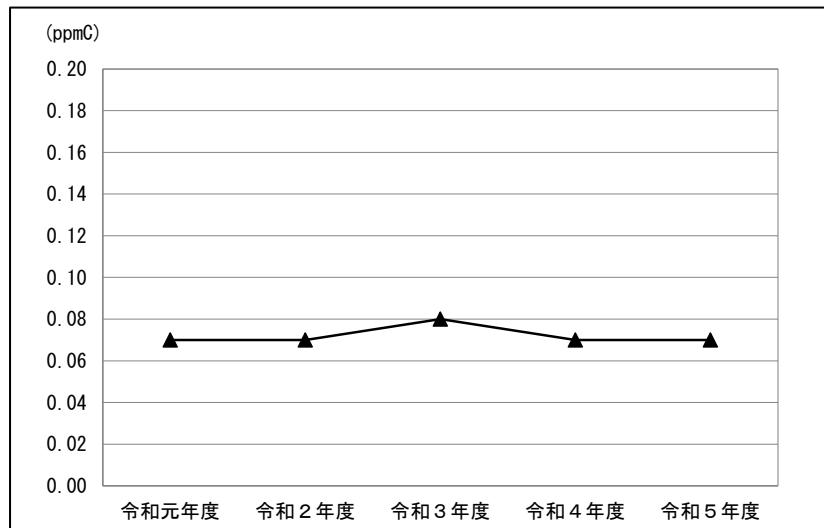
また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-6に示すとおりである。

表 3.1.1-5 非メタン炭化水素の状況（令和5年度）

測定時間	年平均値	6～9時に おける 年平均値		6～9時の 3時間平均値		6～9時の3時間平 均値が0.20ppmCを超 えた日数とその割合		6～9時の3時間平 均値が0.31ppmCを超 えた日数とその割合	
		最高値	最低値	ppmC	ppmC	日	%	日	%
7935	0.07	0.07	336	0.50	0.00	4	1.2	1	0.3

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-6 非メタン炭化水素濃度（年平均値）の変化

イ. メタン

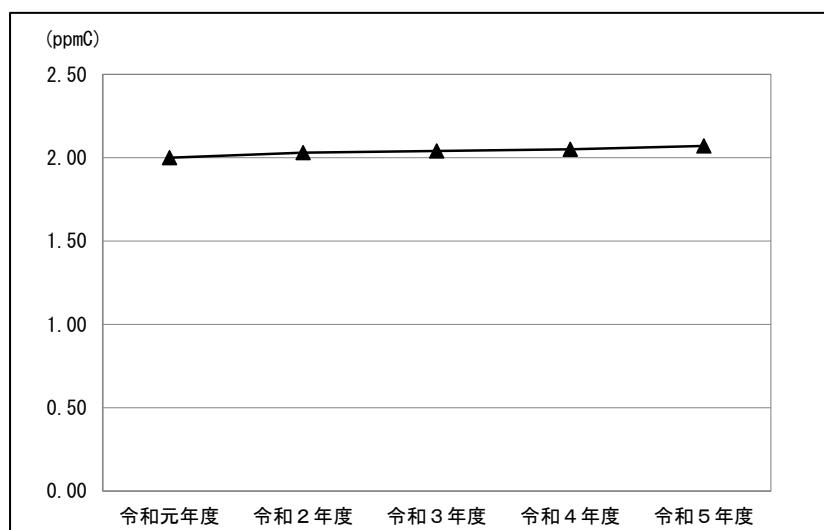
黒磯保健センター局の令和5年度におけるメタンの測定結果は、表 3.1.1-6に示すとおりである。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-7に示すとおりである。

表 3.1.1-6 メタンの状況（令和5年度）

測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時の測定日数	6～9時の3時間平均値	
				最高値	最低値
時間 8230	ppmC 2.07	ppmC 2.09	日 349	ppmC 2.55	ppmC 1.94

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」
(令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課(大気環境担当))



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-7 メタン濃度（年平均値）の変化

⑤ 浮遊粒子状物質

ア. 黒磯保健センター局

黒磯保健センター局の令和5年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1.1-7に示すとおりであり、環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-8に示すとおりである。

表 3.1.1-7 浮遊粒子状物質の状況（令和5年度）

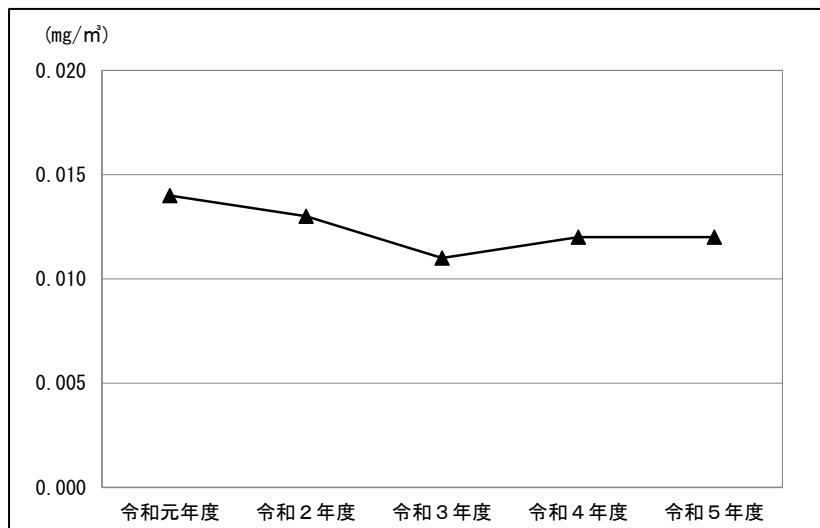
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が	日平均値が	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			0.20mg/m ³ を超えた時間数	0.10mg/m ³ を超えた日数				
日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
364	8727	0.012	0	0	0.091	0.032	○	0

環境基準 長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-8 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の変化

イ. I WD既往調査

I WD既往調査による浮遊粒子状物質の調査結果は表 3.1.1-8に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-8 浮遊粒子状物質の状況（I WD既往調査：H26.12）

単位：mg/m³

調査地点	平均	最大	最小
AR-1	0.013	0.053	0.001
AR-2	0.009	0.043	0.000

環境基準：長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都I WD）

⑥ 微小粒子状物質

黒磯保健センター局の令和5年度における微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1.1-9に示すとおりであり環境基準に適合している。

また、年平均値の経年変化は、図 3.1.1-9に示すとおりである。

表 3.1.1-9 微小粒子状物質の状況（令和5年度）

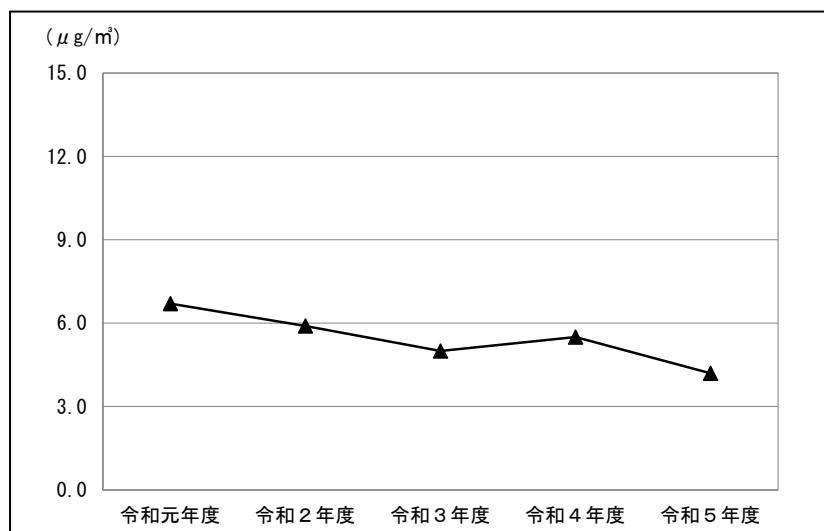
有効測定日数	年平均値 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$	日平均値の 年間98%値 $\mu\text{ g}/\text{m}^3$	日平均値が $35\text{ }\mu\text{ g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
			日	%
364	4.2	13.2	0	0.0

環境基準 長期基準：1年平均値が $15\text{ }\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が $35\text{ }\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和5（2023）年度）」

（令和6年10月 栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当））



出典：「栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書」（令和2～6年 栃木県）より作成

図 3.1.1-9 微小粒子状物質濃度（年平均値）の変化

⑦ 降下ばいじん

I WD既往調査による降下ばいじんの調査結果は表 3.1.1-10に示すとおりであり、いずれの地点においても参考値に適合している。

表 3.1.1-10 降下ばいじん量の状況（I WD既往調査）

調査地点	項目	H26. 7～8		H26. 12～H27. 1		参考値*
		溶解成分	不溶解成分	溶解成分	不溶解成分	
AE-1	溶解成分	1.9	2.62	0.20	0.31	10以下
	不溶解成分	0.72		0.11		
AE-2	溶解成分	2.2	4.0	0.58	0.80	10以下
	不溶解成分	1.8		0.22		
AE-3	溶解成分	2.5	3.8	0.99	2.49	10以下
	不溶解成分	1.3		1.5		
AE-4	溶解成分	2.6	7.2	0.77	1.43	10以下
	不溶解成分	4.6		0.66		
AE-5	溶解成分	2.8	4.3	1.1	1.34	10以下
	不溶解成分	1.5		0.24		

* : 環境基準等の基準値が定められていないことから、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に示される降下ばいじんに係る参考値の10 t/km²/30日と比較した。

出典：調査結果については I WD既往調査より

(2) 騒音の状況

① 環境騒音の状況

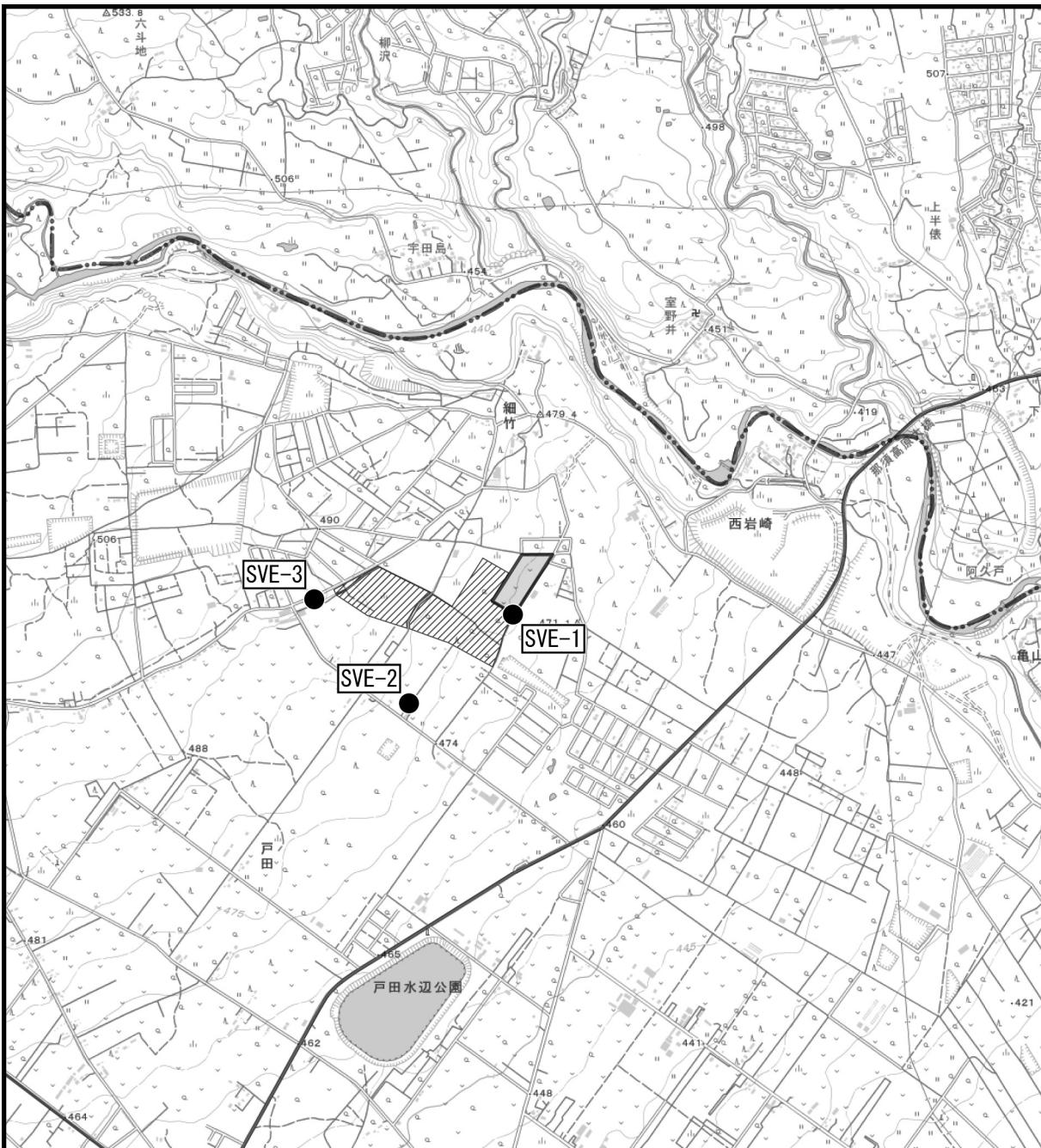
I WD既往調査によれば図 3.1.1-10に示す地点における騒音の調査結果は表 3.1.1-11に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-11 騒音の状況（I WD既往調査：H26. 12昼間）

調査地点	等価騒音レベル L_{Aeq}	時間率騒音レベル			単位：dB
		L_5	L_{50}	L_{95}	
SVE-1	39	43	40	29	
SVE-2	43	47	43	32	
SVE-3	43	46	42	33	

環境基準：60デシベル以下

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」(平成27年9月 株式会社東都 I WD)



凡例

- : 対象事業実施予定地
- ▨ : 既存処分場
- : 環境騒音・振動調査地点



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

出典：「最終処分場(安定型)拡張に伴う生活環境影響調査報告書」
(平成27年9月 株式会社東都 IWD)

図 3.1.1-10 騒音・振動調査地点 (IWD 既往調査)

② 自動車騒音の状況

対象事業実施予定地周辺では、図 3.1.1-11に示すとおり、道路交通騒音の調査が行われている。その評価結果は表 3.1.1-12に示すとおりであり、2020年度の評価区間は昼夜ともに環境基準に適合している。

また、I WD既往調査によれば図 3.1.1-12に示す地点における道路交通騒音の調査結果は表 3.1.1-13に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1.1-12 道路交通騒音の環境基準達成状況（2020）

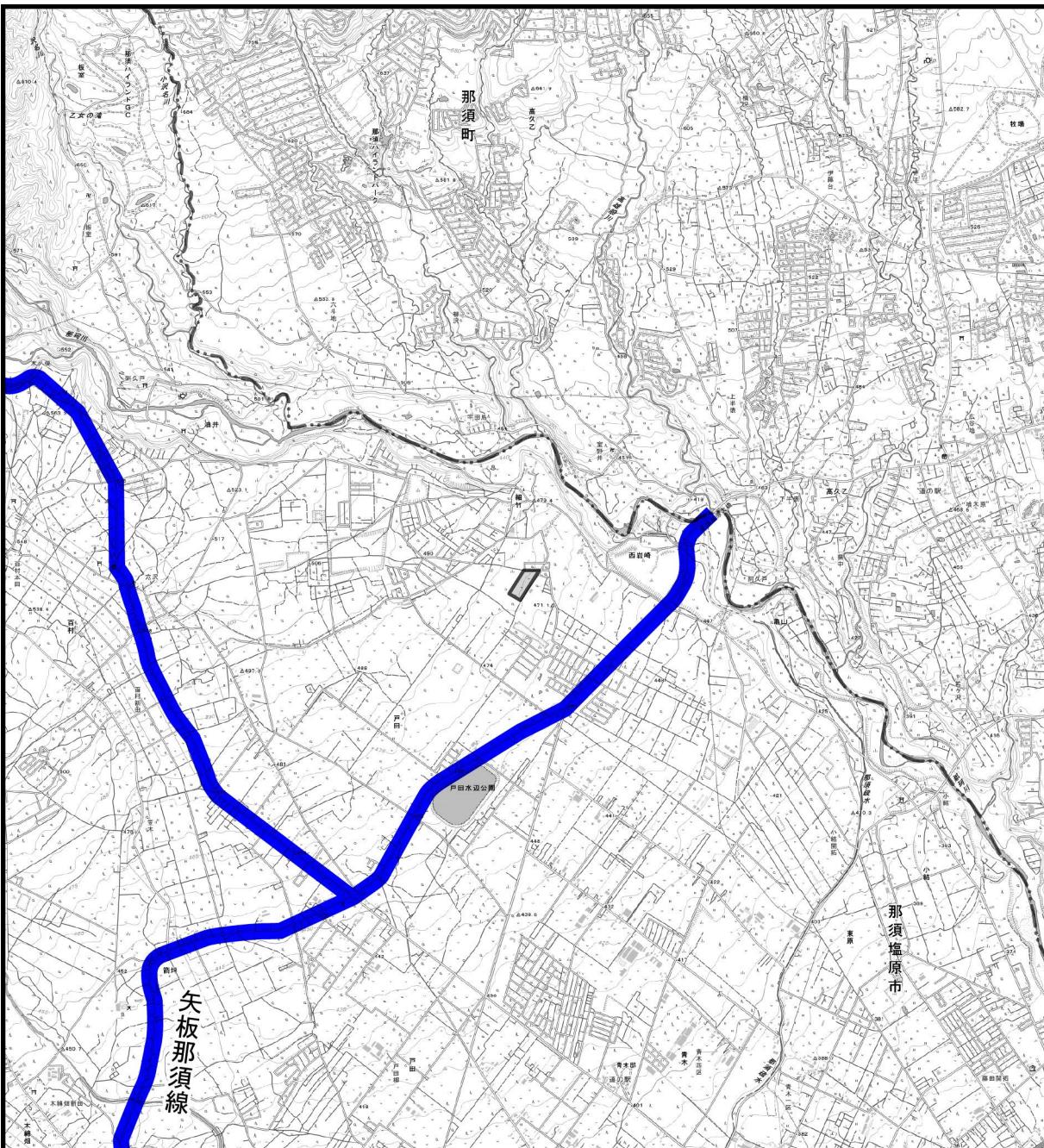
路線名	評価区間延長	評価対象戸数	昼夜とも基準値以下
矢板那須線（黒磯田島線より北側）	4.20km	12戸	12戸
矢板那須線（黒磯田島線より南側）	10.10km	146戸	146戸
黒磯田島線	6.30km	74戸	74戸

出典：「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所HP、閲覧：令和7年5月）

表 3.1.1-13 道路交通騒音の状況（I WD既往調査：H26.12昼間）

調査地点	等価騒音レベル L_{Aeq}	時間率騒音レベル			環境基準
		L_5	L_{50}	L_{95}	
SVR-1（市道戸田縦3号線）	57	51	46	32	65
SVR-2（県道30号矢板那須線）	67	71	66	48	70

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都I WD）



凡例

○ : 対象事業実施予定地

自動車騒音環境基準達成状況 (%)

- : 95~100
- : 80~95
- : 60~80
- : ~60

注：本図に表示の評価区間は、全区間を表示したものではない。

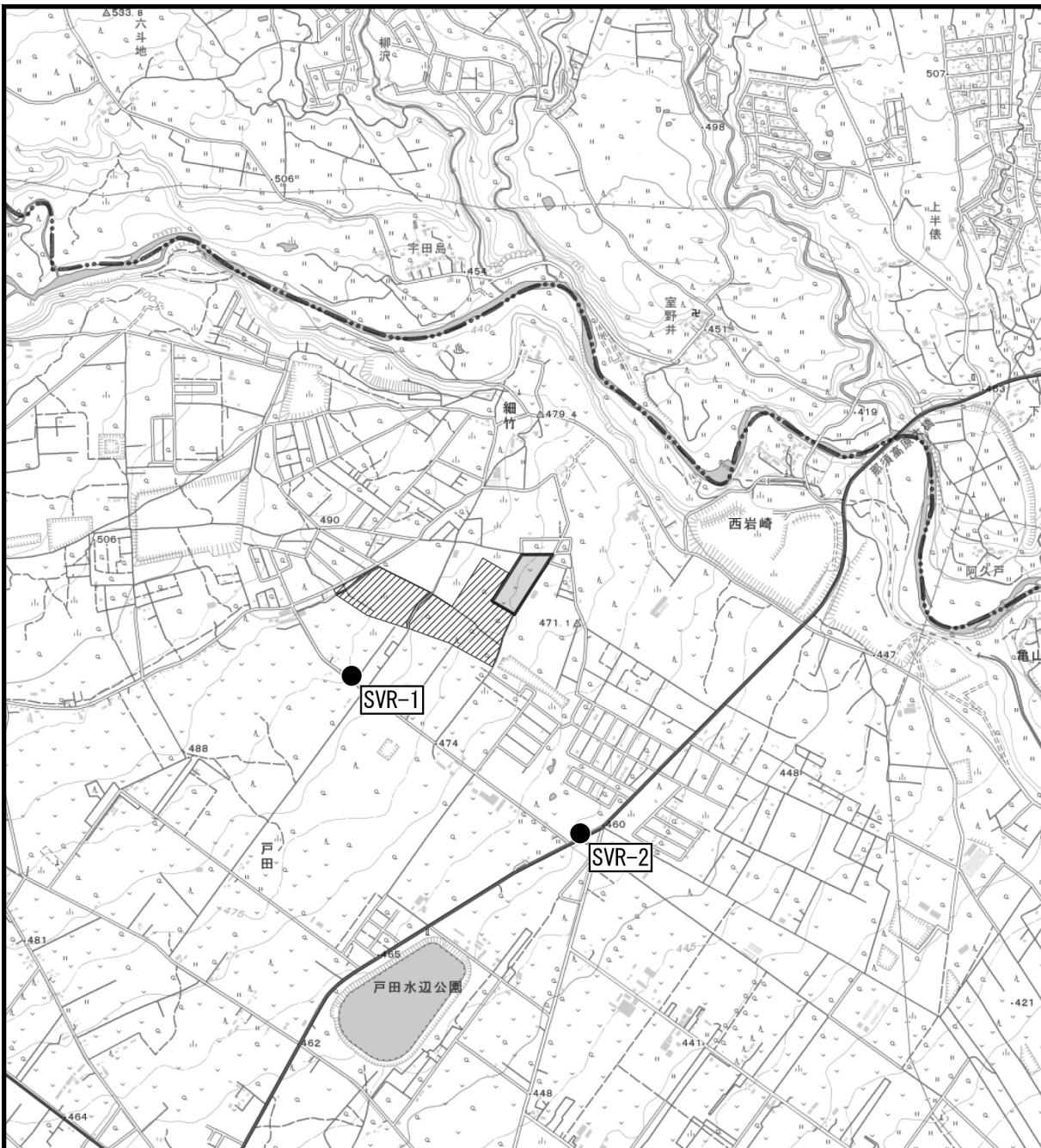
出典：「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」
 (国立環境研究所HP 閲覧：令和7年5月)



Scale 1:50,000

0 0.5 1 2 km

図 3.1.1-11 道路交通騒音の状況



凡例

- : 対象事業実施予定地
- ▨ : 既存処分場
- : 道路交通騒音調査地点



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000 m

出典：「最終処分場(安定型)拡張に伴う生活環境影響調査報告書」
(平成27年9月 株式会社東都 IWD)

図 3.1.1-12 道路交通騒音調査地点 (IWD 既往調査)

(3) 振動の状況

I WD既往調査によれば図 3.1.1-10に示す地点における振動の調査結果は表 3.1.1-14に示すとおりであり、測定下限値の25dBを下回っていた。

表 3.1.1-14 振動の状況 (I WD既往調査 : H26.12)

単位 : dB

調査地点	時間率騒音レベル		
	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀
SVE-1	<25	<25	<25
SVE-2	<25	<25	<25
SVE-3	<25	<25	<25

出典：「最終処分場（安定型）拡張に伴う生活環境影響調査報告書」（平成27年9月 株式会社東都I WD）

(4) 悪臭の状況

対象事業実施予定地周辺では、悪臭測定状況を把握できる既存文献等は確認されなかった。

(5) 気象の状況

那須塩原市は標高200m以上であり、高原性の冷涼な気候である。降水量は夏季に多く、冬に少なく、年間で1,500～2,000mm、山間部では冬季には積雪があり、4月下旬でも残雪がみられる。対象事業実施予定地に最も近い地域気象観測所は、図 3.1.1-13に示すとおり南東側約8km付近の「黒磯地域気象観測所」である。黒磯地域気象観測所における1991年から2020年の30年間の気象の状況は表 3.1.1-15に、2024年の状況は表 3.1.1-16、図 3.1.1-14に示すとおりである。